

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年4月24日(2008.4.24)

【公開番号】特開2006-254959(P2006-254959A)

【公開日】平成18年9月28日(2006.9.28)

【年通号数】公開・登録公報2006-038

【出願番号】特願2005-72885(P2005-72885)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

G 0 9 F 13/18 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 0 C

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

G 0 9 F 13/18 D

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月6日(2008.3.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機前方から視認可能な位置に遊技盤を備え、該遊技盤の前面を遊技球を誘導するレールにより区画し、その内側に複数の釘及び入賞部が配設され前記レールにより誘導された遊技球が流下する遊技領域を形成し、

前記入賞部に遊技球が入球することにより遊技者に特典を付与する遊技機において、前記遊技盤は、

透明性を有し、前記遊技領域が形成された遊技領域板と、

該遊技領域板の奥側において同遊技領域板と重なるように設けられ、透明性を有する導光板と、

該導光板の周面の少なくとも一部に設けられ、同導光板内に光を導入する発光体とを備え、

前記導光板は、その前面又は背面のうちの少なくとも一方に乱反射領域を有し、前記発光体から導入され内部において全反射する光が前記乱反射領域に到達した場合にその光を少なくとも前記遊技領域板側に向けて放射する構成とし、

さらに前記遊技領域板及び前記導光板に、前記入賞部に入球した遊技球の遊技盤奥側への通過を可能とする貫通孔を設けるとともに、該貫通孔の周壁部を覆うように光反射手段を設けたことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記導光板を重なり合うようにして複数設け、さらに各導光板に対応させて前記発光体を設けたことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記複数の導光板のうち少なくとも隣り合う2枚の導光板の厚みを各導光板に対応して配設された各発光体における導光板の厚み方向の最大長さとほぼ同一とし、さらに前記少なくとも隣り合う2枚の導光板のそれぞれの対向面を近接又は当接させた構成とし、

前記少なくとも隣り合う2枚の導光板に対応して配設されると共に前記最大長さを有する各発光体を導光板の厚み方向に並ばないように配置したことを特徴とする請求項2に記

載の遊技機。

【請求項 4】

隣り合う前記各導光板にそれぞれ設けられた各発光体の間に、光を遮断する光遮断手段、又は光を反射する光反射手段を設けたことを特徴とする請求項 2 又は 3 に記載の遊技機。

【請求項 5】

遊技機前方から視認可能な位置に遊技盤を備え、該遊技盤の前面を遊技球を誘導するレールにより区画し、その内側に複数の釘及び入賞部が配設され前記レールにより誘導された遊技球が流下する遊技領域を形成し、

前記入賞部に遊技球が入球することにより遊技者に特典を付与する遊技機において、前記遊技盤は、

前記遊技領域が形成され、透明性を有する導光板と、該導光板の周面の少なくとも一部に設けられ、同導光板内に光を導入する発光体とを備え、

前記導光板は、その前面又は背面のうちの少なくとも一方に乱反射領域を有し、前記発光体から導入され内部において全反射する光が前記乱反射領域に到達した場合にその光を少なくとも遊技機前方に向けて放射する構成とし、

さらに前記導光板の前記入賞部が配設される位置に該導光板の厚み方向に貫通した貫通孔を設けるとともに、該貫通孔の周壁部を覆うように光反射手段を設けたことを特徴とする遊技機。

【請求項 6】

前記遊技盤は、前記導光板の奥側であって該導光板と重なり合う位置に、前面又は背面の少なくとも一方に乱反射領域を有する装飾導光板を備え、さらに前記装飾導光板の周面の少なくとも一部に発光体を備えたことを特徴とする請求項 5 に記載の遊技機。

【請求項 7】

前記導光板及び前記装飾導光板の厚みを各導光板に対応して配設された各発光体における導光板の厚み方向の最大長さとほぼ同一とし、さらに前記各導光板のそれぞれの対面向を近接又は当接させた構成とし、

前記各導光板に対応して配設されると共に前記最大長さを有する各発光体を導光板の厚み方向に並ばないように配置したことを特徴とする請求項 6 に記載の遊技機。

【請求項 8】

前記導光板及び前記装飾導光板にそれぞれ設けられた各発光体の間に、光を遮断する光遮断手段、又は光を反射する光反射手段を設けたことを特徴とする請求項 6 又は 7 に記載の遊技機。

【請求項 9】

前記導光板の周面のうち前記発光体が設けられている部分を除いた領域を覆うように周面用光反射手段を設けたことを特徴とする請求項 1 乃至 8 のいずれか 1 に記載の遊技機。